令和６年11月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和６年11月25日（月）午後１時３０分～午後２時４５分
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　９名

１番　藤岡 義博委員　２番　福冨 汎委員　　３番　西岡　豊
４番　中島 豊繋委員　５番　島巻 賢二委員 ６番　川﨑 一男委員
７番　尾﨑 考平委員　８番　小松 弘之委員
10番　濱田 祐司委員

４．　欠席委員　　９番　細川 季代委員・大石推進委員・海老川推進委員
５．　事 務 局　　局長　山崎　桂　次長　冨士原　夏樹

６．　議案　　第１号議案　農地法第３条許可申請について
第２号議案　買受適格証明願について
その他の件

（開会時刻　13：30）
（島巻会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから11月定例総会を開会致します。
それでは、事務局より諸般の報告をお願いします。

事 務 局　　諸般の報告を致します。出席委員は１０名中９名のご出席です。
細川委員さんより欠席のご連絡をいただいております。
室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。
推進委員さんの出席者数は、１０名中８名のご出席で、大石委員さんと海老川委員さんよりより、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、
第１号議案　農地法第３条許可申請について
第２号議案　買受適格証明願について
その他の件の順となっております。
（10 月総会以降の農業委員会の活動報告等）
以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議　　長　　それでは１番藤岡委員、２番福冨委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。第１号議案番号１農地法第３条許可申請について議題といたします。事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第１号議案農地法第３条許可申請番号１について事務局より説明いたします。
議案書１ページ目を、地図は２ページ目から４ページ目をご覧ください。
申請地は羽根町字　　乙　　番、登記地目及び現況地目はともに田、申請面積は 869 ㎡で農用地区域内です。
本申請は、安芸市の　　さんから、羽根町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。
こちらの農地は、　　さんが
相続で取得し、今回の譲受人の　　さんは申請地の北側にある　　さんのお家を購入しており、　　申請地で野菜等を栽培したいとのことで、申請にいたっております。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

～　番号１の説明については以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの説明をお願いします。

６　番　川崎　　第 1 号議案番号１第３条許可申請について証言します。議案の内容につきましては事務局より詳細な説明がありましたので、省きまして、現地の状況を説明させていただきます。申請地はの東側の市道を100ｍくらい北へ行きますと　集落の北側にお寺があります。そのお寺からなお、東へ100ｍくらい行きますと　　さんの住宅があります。その住宅の一番下がったところに申請地の農地があります。申請地は十分管理されておりまして、別に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。担当地区委員より、番号１について、ご報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

（な　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第１号議案農地法第３条許可申請番号１について、
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号１について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第２号議案 買受適格証明願の件について議題といたします。この件につきましては、事務局より説明を願います。説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第 2 号議案 番号１について説明いたします。申請地は佐喜浜町字　　番　、同字　　番　、同字　　番　、面積が 657 ㎡、458 ㎡、623 ㎡で農用地区域、登記地目、現況地目ともに田となっています。申請人は佐喜浜町の　　さんで申請理由ですが、資料１をご覧ください。安芸の租税債権管理機構が実施する差押物件である不動産の公売における農地の入札に参加するためです。
買受適格証明について少し説明させていただきます。

（説　明）

また、買受適格証明については、今回の農地の公売に参加することから、農地法の第３条の許可要件と同じ基準で判断することとなっているため、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書にそって説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、３条の許可要件の全てを満たしており、申請地の買受適格証明の要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

２　　番　　第２号議案買受適格証明について証言します。申請内容は事務局
福　　冨　　の説明のとおりですので、自分は現地の場所について説明します。
１１月１５日午後１時半より阿野田委員、事務局冨士原さんと自分の３人で現地を確認してきました。
場所は国道５５線　　橋の東側にある県道　　線を川沿いに約４ｋｍ程行ったところに　　地区があります。現地は集落を通っている市道　線の左右にあります。本人は　　に勤務しており、また農業もやっていて　　地区で稲をやっています。何ら問題ないと思いますので審議の程よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。この件につきましては、３条申請に係る前段階であります。今回は本人がこの申請の３筆を入札へ参加する資格があるかないかを審議して決定をしていただきます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　格別無いようでございますのでお諮りします。
第２号議案買受適格証明について、ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第２号議案ついて証明することを許可することに、決定致します。

議　　長　　それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事務局　　（事務連絡）

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。
なければ、閉会の挨拶を中島職務代理にお願いいたします。

（中島職務代理の閉会の挨拶）
（閉会時刻午後２時４５分）